

英国養子縁組里親委託機関協会のプレゼンテーション

イギリスにおける養子縁組



特別養子縁組を考える国際シンポジウム

日本財団(日本)

2013年12月15日

クリス・クリストフィデス (BAAF コンサルタント)

© British Association for Adoption
& Fostering 2013

この資料を複製、改作、公表したい場合は、BAAFのマーケティング & コミュニケーションズ部にご連絡ください。

住所: Marketing & Communications
Department, BAAF, Saffron House, 6-10
Kirby Street, London, EC1N 8TS
電子メール: mail@baaf.org.uk

登録慈善団体番号
275689(イングランドおよびウェールズ)
SO039337(スコットランド)

BAAF
ADOPTION
& FOSTERING

BAAFの概要

- 社会的養護を受けている子ども達(Children in Care)のために新しい家族を見つけ、より良い結果を得られるよう活動を行っている全国規模の慈善団体
- 里親委託や養子縁組に係わるすべての人に独立した助言、支援、情報を提供することを通じて地方自治体やボランティアセクターを主導する専門知識や情報の唯一の拠点
- イングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドの7カ所に地域および国内事務所を構え、英国のもっとも弱い立場にある子どもたちや若者のニーズを満たすサービスを提供している
- 社会的養護下にある子ども達によりよい結果をもたらすことができるよう、地方自治体や中央政府の中で既存の取り組みを革新し、挑戦している

どのような問題に取り組んでいるのか？

- 社会的養護を必要とする子どもの数が増加する一方で、里親や養親は慢性的に不足している
- 英国では91,000人以上の子どもが保護を必要としている
- 年間およそ4,000人の子どもが養子縁組を待っている
- 里親の不足数は年間 9,000、養親の不足数は年間 2,000 – 3,000と推定される

子どもが社会的養護を必要とする理由

- 虐待またはネグレクト
- 家庭の危機／家庭の機能不全
- 保護者不在
- 子どもの障がい
- 親の病気または障がい
- 社会的に容認されない行動

社会的養護下にある児童は

- ホームレスになる可能性が14倍
- 自身の子どもが社会的養護を必要とすることになる可能性が66倍
- 他の児童に比べて何らかの精神疾患を発症する可能性が5倍；5歳から10歳までの保護された児童の42%が何らかの精神疾患を発症
- 18-20歳の囚人の40%は、刑務所に収容される以前2年以上社会的養護を受けていた
- 中等教育修了試験（GCSE）で評点A*-Cを獲得した率は、一般児童が70%であるのに対し、要保護児童は15%
- 1,500人もの要保護児童が年間20回以上も転居を経験
- 子どもの72%が、虐待、ネグレクトもしくは家庭の機能不全が原因で保護下に置かれる

子どもが必要とするもの

- 安全と安定
- 愛着関係の確保 – あなたとの絆を結ぶ時間
- 集中的(Intensive)な養育
- 回復のための時間
- 養子縁組についてオープンであること／子どもが社会的養護下に置かれた理由
- 実家族との接触に対する積極的な姿勢
- 養育できる子どもの「タイプ」についての柔軟性

英国における養子縁組とは？

- 養子縁組は、産みの親とは暮らすことができない子どもに恒久的な家族を提供する十分に試行された方法
- すべての親責任が養親に移行される法的手続き
- 子どもと養親にとって生涯続く影響
- 一度養子決定が下されると、きわめてまれな状況を除いて、無効にされ得ない

背景

- 1926年児童養子法 (The Adoption of Children Act)の採択
- 児童養子縁組委員会は、1925年、子どもを望む人たちよりも「養子縁組によって子どもを放棄」したいと願う人たちの方が常に多いだろうと予想した

背景

- しかし養子縁組が普及した背景は –
 - 孤児を親族または子どものいない夫婦に恒久的および安全に引き渡すため
 - および未婚の母親が子どもを非嫡出子であることの当時の不名誉と法的不利益から救い出す手段として
 - 1949年には、非嫡出子の養子縁組の3分の1もが産みの親による養子縁組であることが示唆された(Lowe N & Murch M, 1999年)

養子縁組件数

- 養子決定件数は、1927年のおよそ3,000件から最高を記録した1968年の25,000件近くにと、変動はあるものの、毎年増加した
- さらに議論を呼んでいるものとして、継親による養子縁組 – 未婚の母または離婚した母とその配偶者による実子の養子縁組 – もますます関心を集めている
- 1970年からは、養子縁組対象の乳幼児の数が大幅に減少している
- 養子決定件数は、年々減少し、1980年に10,690件に、さらに1998年には4,387件まで落ちた後、変動しながらもわずかに増加している(2003年に5,354件)

養子縁組対象乳幼児の減少への対応

- 第一に、乳幼児の養子縁組を決心した裕福な夫婦らは、ほとんど規制されていない方法を通じて発展途上社会や東欧に目を向け始めた
- 第二に、実家族の元に戻れない子ども、および／または障がいがあるために地方自治体の保護から戻れない子ども、すなわち「託置の難しい」子どもたちの養子縁組
- こうした子どもたちの措置については、その多くがひどい窮状にあり、多くの場合養子縁組の事前および事後支援も受けられず、高い確率で養子縁組が中断(disruption)した。特に年長児は地方自治体の社会的養護下に戻るが多かった。

1976年養子縁組法(Adoption Act)

- 1976年の法律は、1958年の養子縁組法の一部を組み入れ、ホートン委員会の勧告(1972年)に基づき抜本的改革を取り入れたもの
- 実施が遅れ、慣行の変更も遅々としていたため、1976年法が1988年によようやく発効した時には、その基盤となっていた養子縁組の排他的モデルは事実上存在せず、すでに時代遅れのものとなっていた
- 1976年法は、以下に関する年長児およびその養親家族のニーズを認識していないものだった
 - 過去の大切な人たちとの継続的接触の維持、および
 - 養子決定が下される前だけでなくそれ以降も長く支援が必要なこと

1989-1993年：改革が本格化

- 前回大幅な見直しが行われた1972年以降の動きを検討するため、1989年6月、児童法に関する議論中に、養子縁組法の見直しが発表された
- 保健省作成の養子縁組法見直し報告書が1992年10月に公表された
- 政府が、養子縁組機関 (Agencies) に対し、年齢、人種、および養子縁組における単親の役割に関する「常識」の欠如を批判
- 1993年白書

Presentation from British Association for Adoption & Fostering

2002年 養子縁組・児童法

英国

(2005年12月30日発効)

変更点は？ - 要点

© British Association for Adoption
& Fostering 2013

この資料を複製、改作、公表したい場合は、BAAFのマーケティング & コミュニケーションズ部にご連絡ください。

住所: Marketing & Communications
Department, BAAF, Saffron House, 6-10
Kirby Street, London, EC1N 8TS
電子メール: mail@baaf.org.uk

登録慈善団体番号
275689 (イングランドおよびウェールズ)
SO039337 (スコットランド)



託置の枠組み (1)

2002年養子縁組・児童法は、次の領域で重要な変更をもたらした:

- 養子縁組の措置: 現在では、親の同意がある場合または地方自治体が措置命令 (placement order) を得た場合にかぎり可能となった (第21条-24条)
- 同意 (第19条 および20条): 親または後見人 (CAFCASS担当官) により同意がなされるプロセス - および同意が撤回される時に機関に求められる手続き

措置命令 (Placement Order)

- 保護命令 (Care Order) を申請する際に措置命令を申請 (同意がない場合)
- 限界基準を満たす必要性
- 保護命令の付与、次いで一時停止
- 子どもが養子縁組されるまで、産みの親、地方自治体および養親すべてが親責任を共有
- 子どもが養子縁組される、または18歳に達する、または16歳で結婚するまで続く

措置の枠組み(2)

- 養子縁組の報告書：誰が書くことができるか
- 子どものパーマネンス報告
- 接触：現在は各段階で検討されることになっている
- 親責任：同意がある、または措置命令がある場合には、エージェンシーが子どもに対する親責任を有し、子どもの親や後見人の、または子どもが措置される場合には養親候補者の親責任を制限できる

養親候補者の準備、審査および承認

- 2002年法は新たな規則およびガイダンス (Regulations and Guidance) とともに、養親候補者の審査 (assessment) に関して次のような重要な変更をもたらした
 - 申請および審査プロセスにかかわるタイムスケールの一部修正
 - 未婚のカップルによる養子縁組の共同申請に関する規定を改善

養親候補者の準備、審査および承認(2)

- 簡単な養親候補者の報告の導入
- パネルの勧告およびパネルの助言について明確化
- 承認審査 (approval review) を導入
- 独立審査過程 (Independent review Mechanism) へのアクセスおよびその期間の一部変更
- 養親候補者の報告の変更

マッチングと措置の提案

- AAR およびガイダンスは、次の領域において変更を加えた
 - タイムスケール、プロセスを加速化
 - 養子縁組措置報告書の作成
 - 候補家族との話し合い

措置と調査 (Placement and Review)

- この分野の規則 – AAR 35 – の多くは良い実践経験(グッドプラクティス)を基盤としている。
 - 現在は措置計画会議に関し詳細な要件があり、ガイダンスはこの会議の目的と内容を規定している
 - 養子縁組措置計画を策定しなければならない
 - 一定の要件が満たされていることを条件に、子どもを養親候補者に措置できる
 - 子どもは、申請者が養子縁組の申請をする前に10週間措置される必要がある

措置と調査 (2)

- 訪問と調査 (Visit and Reviews)
 - 訪問と調査に関する規則は、現在、より包括的なものとなっている
- 役割
 - 養子縁組のために託置された子どもを調査する独立調査担当官 (IRO) の新たな役割
 - その責務は、求められる資格とともに規定されている
 - 訪問と調査に関する報告書の作成の新たな要件 – 現在は、養子縁組のために措置されることが認められたすべての子どもに適用される

国際養子縁組 - 国内養子縁組とともに普及

- 1999年養子縁組(国際的な側面)法の結果導入された変更を基に、2002年養子縁組・児童法は、次の領域において国際養子縁組にさらに変更を加えた:
 - 養子縁組に関連して子どもを英国内に連れてくる
 - マッチングのプロセスに地方自治体／養子縁組エージェンシーの関与を強化
 - 養子縁組支援サービスへのアクセス
 - 養子縁組に関連して子どもを英国外に連れ出す
 - イギリス諸島外での養子縁組のために子どもを英国外に連れ出す同意を得るための新しい手続き

養子縁組支援サービス

- (養子縁組が) 中断したケースに支援するためのサポートが、現在では、規定された支援サービスとして含まれている
- 養子縁組支援サービス・アドバイザーの役割
- 現在では、措置の権限を有する当局が、養子決定後3年間、審査と養子縁組支援サービスの提供の責任を負う(養子決定前に合意された定期的な支払いおよび18歳までのコンタクト)

養子縁組支援サービス(2)

- 規則およびガイダンスは、地方自治体が財政支援の提供に関して資力調査を考慮に入れなくてよい、あるいは考慮に入れるべきではない状況を定めている
- 海外から養子縁組された子どもは、現在では、治療サービスに関するアセスメントを受ける権利を明確に有する
- 国際養子縁組の養親と子どもは、現在では、養子縁組関係の継続を確保するためのサービスに関するアセスメントを受ける権利を明確に有する

情報へのアクセス – 開始前

開始前

- 2005年12月30日より前に行われた養子縁組に関して、2002年養子縁組・児童法は、次の領域において重要な変更をもたらした：
 - 成人した養子およびその産みの親族 (birth relatives) は、法に定められた仲介サービスを要求する新たな権利を有する
 - 仲介機関は、インフォームドコンセントを最初に得ることなしに、対象者に関する身元情報を開示できない (対象者とは、成人した養子またはその産みの親族の成人)

情報へのアクセス – 開始前

- 養子は、関係機関に限定または絶対否認権 (qualified or absolute veto) を登録できる
- 養子縁組機関または養子縁組支援機関は、情報開示申請の手続きにおいて発生する妥当な費用に充てるため、養子以外の者に手数料を請求することができる
- 養子および産みの親族は、現在では、接触を希望しないことを登記局の養子縁組接触登録簿に登録することができる
- カウンセリングサービスについての情報が書面で提供されなければならない

養子縁組情報へのアクセス – 2005年12月30日より前

- 申請は、18歳以上の養子および18歳以上の産みの親族によるものにかぎり受け付けられる

開始後

- 2005年12月30日以降に行われた養子縁組に関して、2002年養子縁組・児童法は、次の領域において重要な変更をもたらした：
 - 養子縁組機関が、出生記録情報を含む情報へのアクセスの主要窓口である

開始後

- 養子縁組機関に対し、保護されている(身元)情報を開示すべきか否かの決定を下す前に、特定の問題 – 養子の福祉など – を検討することを義務付けている体系的な枠組みが、現在では設けられている
- 養子縁組記録の保持、保管および移転に関する取り決め(第56条 情報)については、更新が行われている。
- 養子、産みの親族およびその他養子縁組に係わる人々(すなわち元里親)は、保護情報の開示を求めて関係養子縁組機関に申請することができる

開始後

- 一般市民は、情報開示について独立審査を要求できる。審査では、養子縁組機関が法律第61条に基づき「資格認定決定」を下す
- 養子縁組機関は、情報開示を機関に申請する者に対し、機関が提供するカウンセリングおよびサービスの利用可能性について書面で情報を提供することが義務付けられている

特別後見制度 (Special guardianship)

- 過去に養護されていた子どもは、この命令が下された後、養護から外される。
- 特別後見人は、他の特別後見人は別として、親責任を有する他のすべての者を排除して、親責任を果たすことができる
- 特別後見人は、子どもまたは若者の世話および養育に関する日常のあらゆる決定に明確な責任を有する
- 特別後見人は、死亡のとき後見人を指名することもできる

特別後見制度(2)

- 特別後見人は、親責任を有する他の者の同意または裁判所の許可なしに、子どもの名字を変更すること、あるいは3カ月以上国外に居住することを承諾することはできない
- 特別後見人は、子どもの養子縁組に「同意」することはできない。産みの親が、子どもの養子縁組に同意するまたはしない権利を保持する

養子縁組パネル(Adoption Panels) および機関(Agencies)の決定

- 養子縁組パネルおよび機関の基本構造と機能は同じままだが、規則およびガイダンスは次の領域において養子縁組パネルの取り決めに数多くの変更をもたらした
 - パネルメンバーの資格の詳細と定足数(5)
 - パネルに対する機関アドバイザーの役割の変更
 - パネルメンバーの年1回の見直し

養子縁組パネルと機関の決定 (2)

- パネルは、特定の養親候補者への子どもの託置案を検討するにあたって、以下について検討することが求められ、また助言できる
 - 親または養親の親責任の制限
 - 養子縁組支援サービスの提供に関する提案
 - 接触の取り決めに関する提案

養子縁組パネルと機関の決定 (3)

- パネルが養親候補者が適切であると勧告した場合、パネルは、子どもの数、年齢幅、性別、予想されるニーズおよび生育環境について検討し、助言を行うことができ、マッチングに情報を提供するため長所・短所(適応能)を検討する必要がある
- 機関はこの助言に縛られない

養子縁組パネルと機関の決定 (4)

パネルは以下について検討することが求められ、
また助言できる

- 養子縁組支援の提供
- 接触に関する取り決め
- 親、後見人または養親候補者の親責任は制限されるべきかどうか、またどの程度か

機関の意思決定者

- パネルの勧告を考慮に入れなければならない
- パネルに提出された議事録や報告書を参照すべきである
- 勧告を行った際のパネルの理由に細心の注意を払う
- 意思決定者がパネルの勧告を受け入れない意向である場合には、意思決定者は、パネルのメンバーではない機関の他の上位職の者とこれについて議論すべきである

養子縁組

- 養子縁組を行えるのは誰か？
- 養子縁組の基本的要素：年齢、住宅、職業、経験、性的傾向、血縁関係、国際養子縁組
- 養子縁組申請の方法
 - － 調べるには
 - － 機関を探すには
- 養子縁組のプロセス
 - － 準備
 - － 家庭調査
 - － パネル
- 子どもとのマッチング
- 養子縁組支援

養子縁組改革政策 (Adoption Reform Agenda) (2013年)の主題を支える

- 養子縁組が保護計画となっている子どもに関する遅れを減らす
- 養親の募集、審査および準備における遅れや不明確さを減らす
- 養親候補者が一貫性のある継続的なサービスを受けられるよう確保する
- 分析的で根拠に基づいた報告書執筆のソーシャルワーク技能を育成する

養子縁組改革2013: 遅れ

- 里親を移動することが増え、不安定さが増大し、関係破綻が増えている
- 情緒的発達のリスクや行動問題を招く
- 中断の可能性が高まる
- 法廷における保護計画に対する異議申立ての可能性
- 遅延1年につき養子縁組の確率が20%低下
- 子どもの自尊心に影響

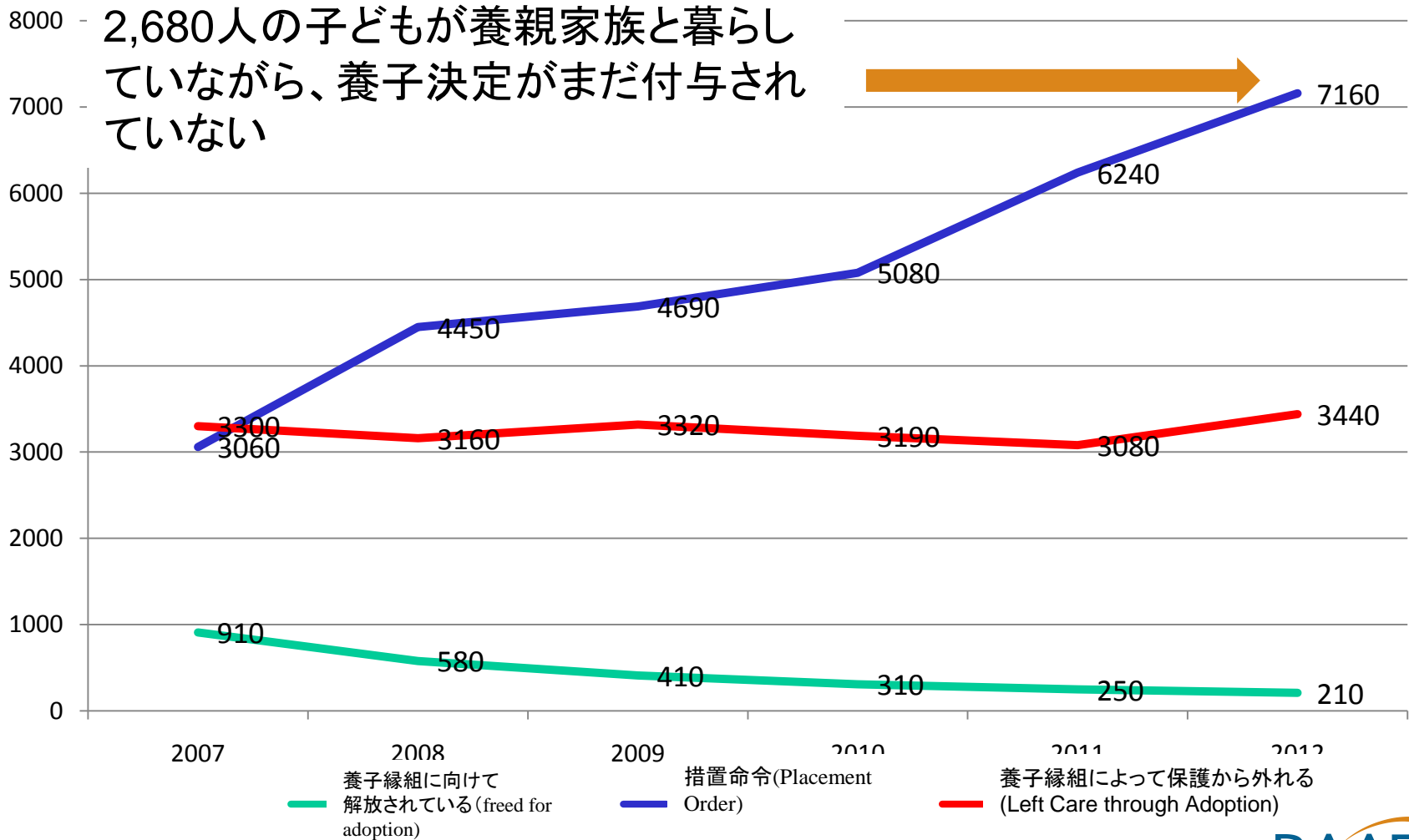
論理的根拠

- 政府の政策は、さまざまなリサーチ、専門家の作業部会からの証拠、統計情報に基づくものである
- Julie Selwyn 「Costs and outcomes of non-infant adoptions (非幼児の養子縁組のコストと成果)」、BAAF 2006
- Ward, Brown and Westlake 「Safeguarding Babies and Very Young Children from Abuse and Neglect (乳幼児を虐待とネグレクトから守る)」、JKP、2012
- Farmer 他 「An investigation of family finding and matching in adoption (養子縁組における養子先募集とマッチングの調査)」、2010

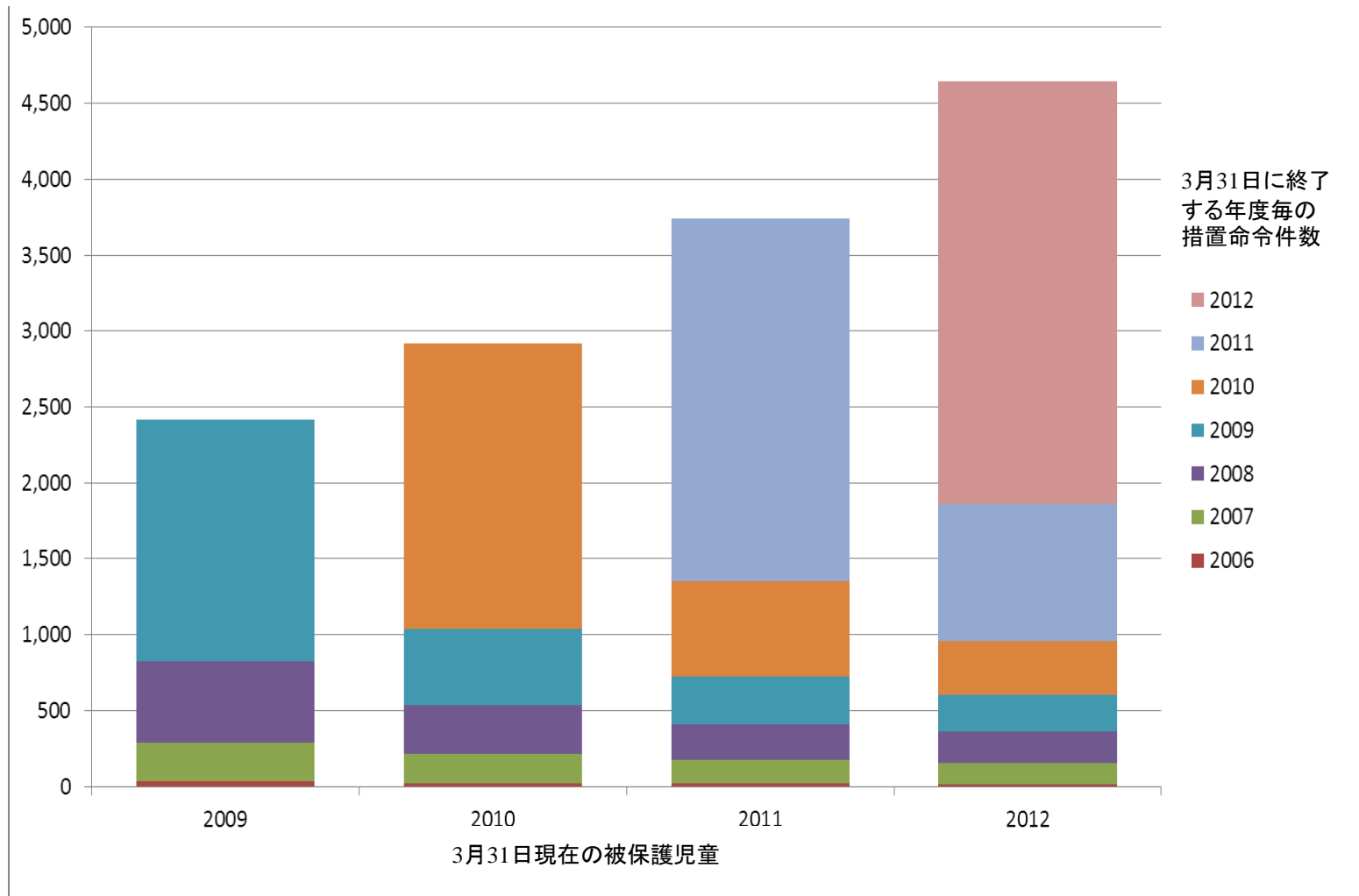
英国における統計

- 配布した資料集の添付文書を参照ください

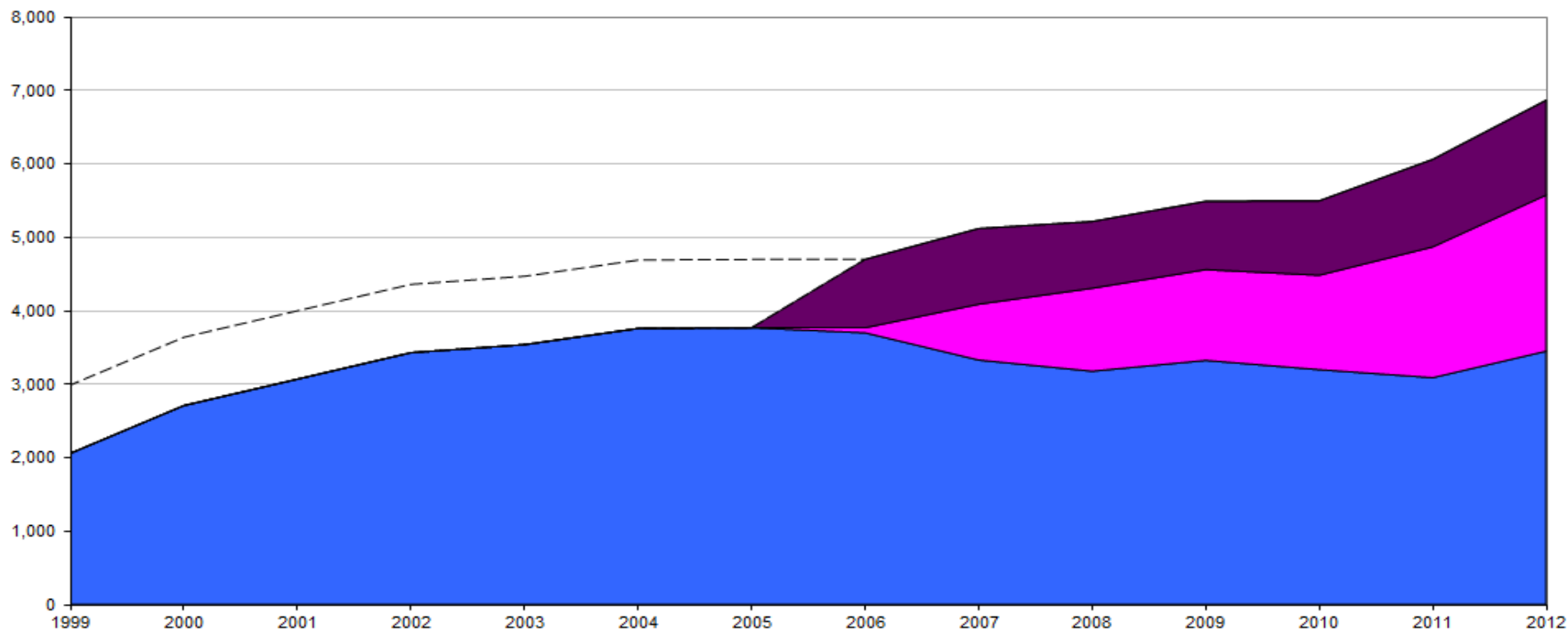
広がり続けるギャップ!!!



措置命令が下された年ごとの3月31日現在の託置命令が下り ている子どもの数 - 養子縁組に措置されていない子ども



養子縁組¹、特別後見制度²および居所命令³によって 監護を離れた子ども - 1999年～2012年



1. 子どもが養護を離れた最後のときのみをカウントしている。
2. 特別後見制度命令は、2005-06年に初めて導入された。
3. 居所命令は1989年に導入されたが、2005-06年に初めて情報収集された。

■ 養子縁組 ■ 養子縁組特別後見人制度 ■ 居所命令 □

子どもを中心に据えて



養子縁組改革プログラム

- 養親を対象とする2段階の研修・評価プロセス - 2013年7月1日から実施
- スコアカード
- 養子縁組支援—現在では養親パスポートが実施されている
- National Gateway for Adoption (養子縁組のための全国ゲートウェイ)— 現在First4Adoptionとして実施されている
- National Adopter Recruitment Forum (全国養親募集フォーラム)

養子縁組改革政策：遅延への取り組み

M. Gove 2012年

- 養親と子どもの完璧なあるいはほぼ完璧なマッチングを果たすために、養子縁組の遅延を軽減
- 養親の居住地を問わず、子どもにとって適切な養親を見つけられるよう、養子縁組登録簿 (Adoption Register) のより迅速な活用
- すべての地方自治体に対し、裁判所の措置命令を見込んで養親候補者に子どもを措置するよう努力することを奨励

養子縁組改革：遅延への取り組み

- 研修と情報収集に2カ月、続いて全ての審査に4カ月費やせるように、養親の審査プロセスの迅速化
- 過去に養子縁組の実績がある者、あるいは養育している子どもの養子縁組を希望している里親に対して、迅速なプロセス
- 助言や情報を常に得られる窓口として National Gateway to adoption (養子縁組のための全国ゲートウェイ)

研修プログラムBAAF および DfE

- フェーズ1 – 養親審査プロセス (Adopter Assessment Process)
- フェーズ2 – 里親から養子縁組へ、並行プラン (Concurrency) および保護プランの立案
- フェーズ3 – 児童保護に関する効果的な報告書執筆
- フェーズ4 – 養子縁組支援

カスタマーケア基準 First 4 Adoption

- 保護制度において子どもを世話できる可能性のあるすべての人を積極的に歓迎するように図る
- 保護の必要な子どもたちのニーズを満たすことのできる養親候補者の数を増やす
- 養子縁組のプロセスが子どもと大人にとって有効で支えとなるものであることを確保しながら、そのプロセスの迅速化を図る
- 顧客サービスの向上を図る

課題に取り組むために我々が行っていること

- BAAFは、地方機関と協力して、ベストプラクティスを共有している – いかにして養子縁組を申し出ることができるよう励ますべきか、また申し出の際に彼らをどのように尊重してサポートすべきか
- 親としての喜びと挑戦を経験したいと願いながらも、さまざまな理由で自然妊娠できない多くの人たちにとって、意識を転換し、自然で前向きな選択肢として養子縁組を標準的なものとするため、国家的アプローチが必要とされている。養子縁組は、月間45万件ものgoogleの検索がなされている中、それをより多くの養親候補者にと転換していくべく、あらゆるレベルでの強力な積極的プロモーションを必要としている。
- 養子縁組に関する最近の意識調査によれば、養子縁組経験者と会い、彼らの話を通じて勇気づけられることが、養子縁組への申し出のきっかけになることが明らかとなっている。口頭でのアドバイス、仲間、信頼できる相談相手などどれも有効である。
- 養子縁組は、家族を作る自然な方法として、できるかぎり多くの団体や個人によって推進される必要がある。養子縁組は、隠されることなく、主流化される必要がある。

全国養子縁組週間

<http://nationaladoptionweek.org.uk/>

The screenshot shows a web browser window displaying the National Adoption Week website. The browser's address bar shows the URL nationaladoptionweek.org.uk. The website features a blue header with the text "nationaladoptionweek" and the dates "4 - 10 November 2013". To the right of the header is the BAAF logo, which stands for "BAAF ADOPTION & FOSTERING". Below the header is a navigation menu with links for "Adoption explained", "Adoption Champions", "Awards", "Agencies", "Children's zone", and "What's on". The main content area is titled "Home" and features a large banner with a blue background. The banner contains the text "National Adoption Week Awards 2013" and "Entries are now open!". Below this text is a link that says "Find out how you can enter". The banner also features several colorful, hand-drawn illustrations of children and a dog. The website is framed by a vertical sidebar on the left with the text "Paint the background" and a search bar on the right. The browser's taskbar at the bottom shows several open windows, a taskbar with icons for various applications, and a system tray with the date "07/10/2013" and time "18:00".

Be My Parent オンライン

www.bemyparent.org.uk



Text size: A A A

- HOME
- ABOUT US
- INFO FOR FAMILIES
- INFO FOR AGENCIES
- FEATURES
- CONTACT US



LOG IN

Email

Password *

[Register here](#)

Home /

FREE MEDIA REFERRAL FOR NAW!

Profile children for free in the mainstream media during National Adoption Week!



START SEARCHING

TODAY'S CHILDREN



JORDAN 8 years
DEON 6 years
T-JAY 3 years

are brothers who are described as "wee gems". They can all play well together and love playing outside. Jordan is active and loves football and school. Deon is cheeky and helpful with a good sense of fun. T-Jay is delightful, cheery and loves the trampoline. The boys have all progressed since joining their foster family

and look forward to finding a 'forever family'. **Needing: adoption**

Get to know me

© BAAF 2013



養子緣組登錄簿

www.adoptionregister.org.uk



Adoption Register
FOR ENGLAND AND WALES

- Info for agencies
- About the Register
- Info for adopters
- News
- Useful links
- Contact us
- Social Workers login and use the online service
- Exchange Days

Welcome to the Adoption Register for England and Wales.



The Adoption Register for England and Wales has been operated by the [British Association for Adoption and Fostering \(BAAF\)](#) on behalf of the [Department for Education](#) and the [Welsh Assembly Government](#) since December 1st 2004.

The Adoption Register works with adoption agencies and adoption consortia to make sure that all children and families have the best chance of finding a suitable match. Its main purpose is to find adoptive homes for those children for whom Local Authorities cannot find a home locally.

Annual Report 2008 Published
The Adoption Register Annual Report 2008 includes statistics about referrals made to and placements made through the Register in our fourth year of operation as well as articles about the people involved in the process. Click on the link to view the report in pdf format www.adoptionregister.org.uk/files/annualreport08.pdf or the Welsh language version in pdf format www.adoptionregister.org.uk/files/annualreport08-wales.pdf. If you would like a hard copy please ring us on 0845 450 3931 or e-mail mail@adoptionregister.org.uk

Children Matched Through the Register
1262 children have been matched at panel with families through the Adoption Register since December 2004:

National Adoption Register Exchange Day for Black and Minority Ethnic Adopters

We will be holding the above event in London on Tuesday November 16th 2010. We will be featuring children who have been referred to the Register and there will be a number of Local Authorities profiling their own children with Social Workers available to give further information. If you are...[read more >](#)

Useful links

- » [Social Worker login to online system](#)
- » [Our full guidance for social workers \(pdf\)](#)
- » [Our full guidance for adopters \(pdf\)](#)
- » [Download adobe acrobat reader](#)

© BAAF 2013



BAAF
ADOPTION
& FOSTERING

養子縁組とエージェンシー間手数料

BAAF の文書「Inter-Agency Fees (エージェンシー間手数料)」(2013年)を参照ください

参照文献

- Lowe N and Murch M, 'Supporting adoption, BAAF, 1999
- Selwyn J, 'Costs and outcomes of non-infant adoptions', BAAF 2006
- Selwyn J, et al 'Adoption and the Inter-Agency Fee', Bristol and Loughborough Universities, Research Paper, DCSF, 2009

参照文献(続き)

- Farmer E, et al 'An investigation of family finding and matching in adoption', Briefing Paper, Department for Education, 2010
- Ward H, Brown R and Westlake D, 'Safeguarding Babies and Very Young Children from Abuse and Neglect', JKP, 2012

役に立つウェブサイト

- <http://www.baaf.org.uk/info>
- <http://www.first4adoption.org.uk/>
- <http://www.bemyparent.org.uk/>
- <http://www.adoptionregister.org.uk/site/page.aspx?pid=48>
- <http://www.baaf.org.uk/ourwork/activitydays>
- <http://www.education.gov.uk/search/results?q=adoption>

ありがとうございました

クリス・クリストフィデス

chris.christophides@baaf.org.uk